

第3章 災害廃棄物処理実行計画の策定

第1節 災害廃棄物処理実行計画

発災後、本市は災害廃棄物処理計画に基づき初動対応を着実に実施するとともに、災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定します。実行計画の策定にあたっては、必要に応じて県に技術的な支援を求めます。

なお、実行計画には、市の役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示します。

実行計画の策定は必須ではありませんが、近年の大規模災害では、必ず策定されています。実行計画は災害廃棄物の基本方針を示すものであり、処理業務の発注や補助金事務に係る資料として活用することができます。

災害廃棄物処理計画及び実行計画の位置付けについては、図 3-3-1 のとおりです。

第2節 計画の実行と見直し

本市は、実行計画に基づき災害廃棄物処理を推進します。その際、市は進捗状況を速やかに記録し、管理します。また、必要に応じて県に技術的支援を求めます。

災害廃棄物の処理が終了した後は、処理に係る記録を整理するとともに評価を行い、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行います。

なお、記録の整理は、時期区分（初動、応急対応、復旧・復興等）ごとに振り返りを行い、発生量、発生原単位、処理経費等のデータ整理を行い、記録として取りまとめるよう検討します。

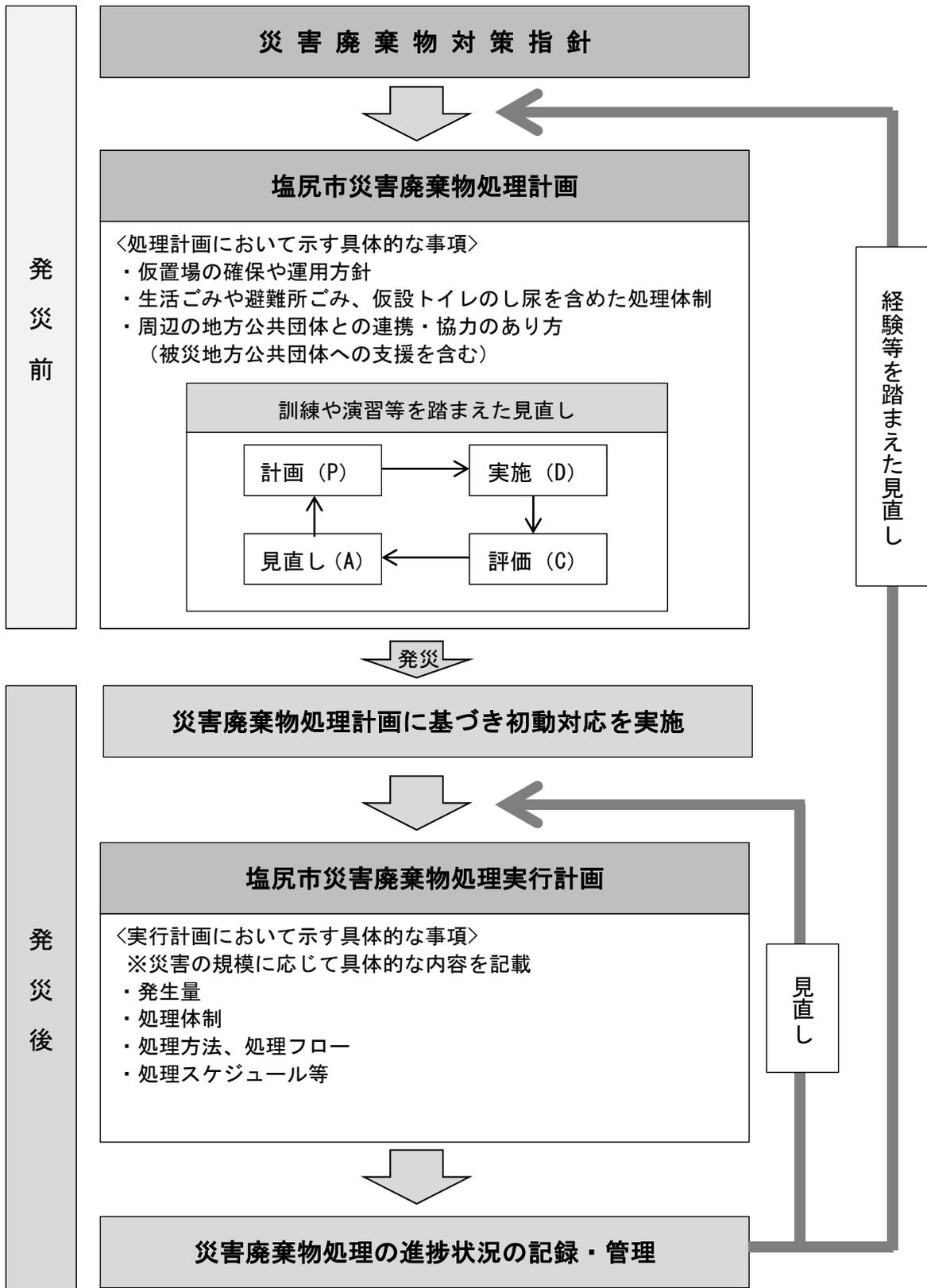
【災害応急対応時】

災害廃棄物処理計画に基づき、市の役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じ具体的な内容を示した実行計画を策定します。

【復旧・復興時】

実行計画に基づき、災害廃棄物処理を推進します。また、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画の見直しを行います。

図 3-3-1 災害廃棄物処理計画及び実行計画の位置付け



出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成 30 年 3 月、環境省）